
◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。 地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めております。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

令和元年12月25日、米沢市議会議事堂において、置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、専決処分事件の報告1件、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、令和元年度一般会計補正予算(第4号)、令和元年度消防特別会計補正予算(第3号)の3議案が上程され、原案のとおり可決されました。

令和2年2月12日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、議員役職等に関する申合せ事項により議長の選挙が行われ、南陽市議会選出の髙橋弘議員が当選されました。また、議会運営委員会委員の選任において、本職加藤俊一が選任されました。

続いて、令和元年度病院事業会計補正予算(第2号)、令和2年度病院事業会計予算、置 賜広域病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地 方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 の設定について、置賜広域病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、 置賜広域病院企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、置賜広域病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、置賜広域病院企業団特別職の職員の報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、置賜広域病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、権利の放棄について、置賜広域病院企業団監査委員の選任についての11議案が上程され、それぞれ原案のとおり可決がなされました。

2月14日、山形県自治会館において、山形県町村議会議長会第71回の定期総会が開催され、 議事において報告事項3件の報告の後、令和2年度事業計画並びに収入支出予算、令和2年 度会費分賦収入方法、地方創生のさらなる推進等を要旨とした決議の3議案が上程され、そ れぞれ可決されました。

同日、白鷹町において、置賜地方町村議会議長会令和元年度定期総会が開催され、議事において、報告事項2件の報告の後、令和2年度事業計画、令和2年度会計予算、令和2年度 負担金分賦及び納入についての3議案が上程され、それぞれ可決されました。

2月20日、米沢市議会議事堂において、置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、置賜広域行政事務組合監査委員の選任について、浅川最終処分場建設工事請負契約の一部変更について、置賜広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について、置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止について、置賜広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について、令和元年度一般会計補正予算(第5号)、令和元年度消防特別会計補正予算(第4号)、令和2年度一般会計予算、令和2年度ふるさと市町村圏事業費特別会計予算、令和2年度消防特別会計予算の11議案が上程され、それぞれ原案のとおり可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎自治功労者表彰及び町村議会広報全国コンクール表彰並びに山形県町村議会議長会広報コンクール表彰の報告及び伝達

○議長 次に、自治功労者表彰及び町村議会広報全国コンクール表彰並びに山形県町村議会議 長会広報コンクール表彰の報告及び伝達を行います。

2月14日に開催された山形県町村議会議長会定期総会において、山形県町村議会議長会の 表彰式が行われ、本町議会からは議員在職23年以上の自治功労者として、淀 秀夫議員がそ の栄に浴しました。本職が表彰伝達を受けたところであります。

また、同定期総会において、全国町村議会議長会の表彰式が行われ、第34回町村議会広報 全国コンクールにおいて、かわにし議会だよりが優秀賞に選定されました。

次に、第25回山形県町村議会広報コンクールにおいて、特選に選定されました。

以上、ご報告申し上げます。

ついては、これより表彰の伝達を行います。

初めに、山形県町村議会議長会表彰の伝達を行います。栄えある表彰を受けられました淀 秀夫議員は、議場中央にお進みください。

(表彰状伝達)

○議長 続いて、第34回町村議会広報全国コンクール表彰及び第25回山形県町村議会広報コンクール表彰の伝達を行います。栄えある表彰を受けられました広聴広報常任委員会の伊藤寿郎委員長は、議場中央にお進みください。

7番伊藤寿郎君。

(表彰状伝達)

○議長 受賞をされました淀 秀夫議員並びに広聴広報常任委員会におかれましては、誠におめでとうございます。今後一層のご活躍をお祈り申し上げます。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 私から昨年12月以降の町政の報告をさせていただきます。

12月3日から16日まで、第4回川西町議会定例会が開催されました。

12月6日から8日、第5回山形かわにし豆の展示会を開催しております。

12月20日、第1回川西町介護保険運営協議会を開催しました。会議では平成30年度介護保険事業における介護給付及び介護予防事業の実績等を報告し、第7期川西町介護保険事業計画の進捗状況についてご説明を申し上げ、委員各位からご意見をいただいてまいりました。

12月27日、川西町災害対策本部会議を開催しました。去る10月12日の台風19号による被害の対応について、それぞれ各課から状況報告を受け、災害ごみ対応や被災者支援、道路、河川の施設復旧及び稲わら撤去をはじめとする農業被害対策等に取り組んだことを確認しまし

た。さらに、本部設置後の初動態勢や各地区防災自主組織、水防団との連携において課題もあったことから、本部機能の反省点を確認し、今後の災害対応に備えることといたしました。

1月4日、浴浴センター「まどか」において、成人式から10年目を迎えた若者を対象に2分の3成人式が開催され、若者87名、その恩師2名が参加されました。本事業は、今回で4回目となりますが、17名で実行委員会を組織し、思いを共有しながら、企画、広報から運営まで主体的に取り組まれました。会場では再会を喜び、参加者が互いの成長を認め合いながらつながりを深めるとともに、郷土愛を醸成する機会となりました。

1月12日、令和2年消防出初め式を挙行いたしました。

1月28日から29日まで、奈良県川西町において全国川西会議総会が開催されました。今回は昨年10月に開催される予定でありましたが、台風19号により本町が被災したことから延期となり、改めて開催されたものであります。総会では、兵庫県川西市、奈良県川西町、新潟県十日町市及び本町の4自治体の首長、議長が一堂に会し、各自治体が推進するまちづくりの取組について報告がありました。本町からは台風19号による被災状況について報告し、本会設立の契機となりました災害時の相互支援等、スムーズな連携が図られるよう確認がされたところであります。なお、総会におきまして、全国川西会議から本町に対し、災害見舞金を頂きました。

2月12日、川西町水道委員会を開催しました。13名の方に委員をご委嘱申し上げ、委員長に寒河江輝文氏、副委員長に山口徳夫氏が選出されました。会議では、令和元年度事業実績及び決算見込み、令和2年度水道事業概要等についてご説明を申し上げ、委員各位からご意見をいただきました。

2月19日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

2月26日、第2回川西町総合教育会議を開催しました。会議では、川西町教育等の振興に 関する大綱、アクションプランの進捗状況を確認し、来年度からの第2期大綱策定に向けて、 協議並びに意見交換を行いました。第2期川西町教育等の振興に関する大綱は、第1期大綱 を踏まえ新たな課題に対応するため、施策の一部を見直し、策定することを確認しました。

同日、川西町国民健康保険運営協議会を開催しました。会議では、令和元年度事業状況及 び保険事業状況を報告し、令和2年度の事業計画及び予算案等について説明し、協議をいた だきました。

2月27日、国から示されました新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、川西 町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。本職を本部長、副町長を副本部長、 教育長以下各管理職を本部員とし、情報の収集、分析、感染予防に関する町民への注意喚起、 関係団体との連絡調整のほか、対策の検討や実施の決定等をつかさどることといたしました。

2月28日及び3月2日にも本部会を開催しております。これまで国の要請を受け、町内小・中学校については、既に3月2日より休校を実施しているほか、3月3日付で、町内全戸に「新型コロナウイルス感染症の予防等について」としたお知らせを配布し、新型コロナウイルス感染症の特徴や日常生活で気をつけること、また、受診相談体制や町としてのイベントや行事等の開催基準の考え方などをお示ししながら、町民の皆さんに感染症対策に努めていただくようお願いしたところであります。

続きまして、入札執行状況について報告をさせていただきます。

12月2日、工事名、梨郷道路整備に伴う町道大塚塚田線下水道管移設工事、落札金額、 1,298万円、落札者、有限会社米野建設、代表取締役米野 透、以下6件の内容について入 札を執行しておりましたので、調書をご覧いただきたいと思います。

以上、私からは町政の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名 いたします。

1番井上晃一君、2番遠藤明子さん、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、お手元に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日3月4日より3月23日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

- ◎議第21号 川西町農業委員会委員の任命について
- ◎議第22号 川西町農業委員会委員の任命について

- ◎議第23号 川西町農業委員会委員の任命について
- ◎議第24号 川西町農業委員会委員の任命について
- ◎議第25号 川西町農業委員会委員の任命について
- ◎議第26号 川西町農業委員会委員の任命について
- ◎議第27号 川西町農業委員会委員の任命について
- ◎議第28号 川西町農業委員会委員の任命について
- ◎議第29号 川西町農業委員会委員の任命について
- ◎議第30号 川西町農業委員会委員の任命について
- ○議長 日程第3、議第21号 川西町農業委員会委員の任命についてから日程第12、議第30号 川西町農業委員会委員の任命についてまでの10議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第21号 川西町農業委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、令和2年3月18日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため提案するものであります。

ご提案申し上げます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

住所、川西町大字中小松2170番地、氏名、髙橋孝博、生年月日、昭和41年2月18日でございます。

続きまして、議第22号 川西町農業委員会委員の任命について提案を申し上げます。

提案理由につきましては、令和2年3月18日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため提案するものであります。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

住所、川西町大字吉田1275番地、氏名、新野勝廣、生年月日、昭和39年10月1日でございます。

続きまして、議第23号 川西町農業委員会委員の任命について。

提案理由につきましては、令和2年3月18日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため提案するものであります。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、川西町大字玉庭1160番地、氏名、市川博幸、生年月日、昭和32年2月2日であります。

続きまして、議第24号 川西町農業委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、令和2年3月18日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため提案するものであります。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

住所、川西町大字上奥田2315番地、氏名、佐々木一宏、生年月日、昭和30年9月3日であります。

続きまして、議第25号 川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由につきましては、令和2年3月18日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため提案するものであります。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

住所、川西町大字莅374番地5、氏名、鈴木秀男、生年月日、昭和24年3月10日であります。

続きまして、議第26号 川西町農業委員会委員の任命について。

提案理由につきましては、令和2年3月18日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため提案するものであります。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

住所、川西町大字西大塚435番地、氏名、大沼藤一、生年月日、昭和31年1月12日であります。

続きまして、議第27号 川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由につきましては、令和2年3月18日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため提案するものであります。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、川西町大字下小松862番地、氏名、舩山マサエ、生年月日、昭和44年2月5日でございます。

続きまして、議第28号 川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由につきましては、令和2年3月18日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため提案するものでございます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

住所、川西町大字下小松1406番地、氏名、勝見和彦、生年月日、昭和32年6月4日でございます。

続きまして、議第29号 川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由につきましては、令和2年3月18日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため提案するものであります。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、川西町大字上小松1078番地15、氏名、阿部つや子、生年月日、昭和29年11月21日で ございます。

続きまして、議第30号 川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由につきましては、令和2年3月18日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため提案するものであります。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1

項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、川西町大字上小松2361番地の2、氏名、後藤満良、生年月日、昭和25年9月15日で ございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、議第21号から議第30号までは人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

議第21号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第22号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意 することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第23号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意 することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第24号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意 することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第25号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意 することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第26号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意 することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第27号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意 することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第28号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意 することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第29号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意 することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第30号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意 することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

○議長 日程第13、議第31号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第31号 川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、固定資産評価審査委員会委員の齋藤幸夫氏が、令和2年3月31 日をもって任期満了となるため提案するものでございます。

川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について。

次の者を川西町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項 の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、川西町大字莅475番地、氏名、齋藤幸夫、生年月日、昭和36年4月10日でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会 運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、 直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これ を議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案を申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について法務大臣より推薦の依頼があったので、 人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規 定により、議会の意見を求めるものでございます。

記。

住所、川西町大字洲島2323番地5、氏名、平 善昭、生年月日、昭和30年8月14日でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会 運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、 直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの意見とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの意見とすることに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第15、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これ を議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案を申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について法務大臣より推薦の依頼があったので、 人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規 定により、議会の意見を求めるものでございます。 記。

住所、川西町大字堀金920番地、氏名、黒澤紀美子、生年月日、昭和27年2月11日でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会 運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、 直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの意見とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの意見とすることに決定いたしました。

◎議第1号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認について

○議長 日程第16、議第1号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承を願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第1号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認について ご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める ため提案するものでございます。

令和元年度川西町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度川西町一般会計補正予算(第8号)を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し 上げます。

- ○議長 井上未来づくり課長。
- ○未来づくり課長 命によりまして、議第1号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第8号) の専決処分の承認につきましてご説明を申し上げます。

議案の内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

本日付提出、町長名でございます。

1枚おめくりをいただきますと専決処分書がございますので、こちらをご覧いただきたいというふうに思います。

専第1号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第8号)の専決処分についてであります。 地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり 専決処分する。

1月23日付、町長名でございます。

もう1枚おめくりをいただきますと、補正予算書でございます。

令和元年度川西町一般会計補正予算(第8号)。

令和元年度川西町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,498万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億4,157万1,000円とするものでございます。

なお、今回の8号補正におきましては、第2条におきまして地方債の補正も併せて行って ございます。

1月23日付、町長名です。

それでは、地方債の補正の内容につきまして、3ページを基にご説明を申し上げたいというふうに思います。

その前に、今回のこの第8号補正の内容でございますが、令和元年東日本台風、台風19号でございますが、これによりまして稲わらの被害を受けました。この稲わらの処分に関わります農林水産省所管の部分につきまして、事業費の確定に伴いまして専決処分の補正予算を計上させていただいたものでございます。よって、圃場から集積所までの回収、運搬に関わる経費の補正といったことになります。

それでは、3ページにお戻りをいただきまして、第2表地方債補正につきまして説明をさ

せていただきます。

今回の地方債の補正の内容でございますが、表の左上に記載がございますとおり変更でございます。起債の目的につきましては災害復旧事業でございまして、補正前、補正後それぞれの限度額を比較いただきますと、270万円の増額となっているものでございます。

それでは、8号補正の内容につきまして、別紙の概要書を基に説明をさせていただきます。 1の歳出でございます。

災害復旧事業費の補助で、補正額は2,498万7,000円でございます。持続的生産強化対策 (産地緊急支援対策事業)の委託料の増額でございます。

2の歳入に移らせていただきます。

1の国庫支出金、補正額は2,224万5,000円でございます。持続的生産強化対策事業費国庫補助金でございます。この部分につきましては、国から稲わらの量に応じまして補助金が交付されるものでございます。1立米当たり5,000円の交付が受けられます。当初、補正予算を計上した際には4,000立米を見込んでおりまして、2,000万円の国庫補助金、これを補正予算計上いたしました。今回、事業費の確定によりまして8,449立米の稲わらの回収、これが見込まれました関係から、その差額分を今回増額計上するものでございます。

2の繰入金につきましては、財源調整のため、財政調整基金の繰入金を計上するものでございます。

3の町債につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

この結果、補正後の財政調整基金の残高でございますが、1億2,640万5,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番髙橋輝行君。

○12番 国の1立方に対する5,000円という話は、早い時期から情報としてお聞きしている わけですけれども、隣の、同じこの処理でありますけれども、ちょっとした情報によります と、高畠の場合は、いわゆる被災に遭ったところの地主の農家の方が処分される方法をとら れて、そして、農家のほうに補助金が入るといいますか、手だてができるという方法をとら れたというお話をお聞きしております。

川西の場合は、建設業組合に一括して集めることなり、そういう作業を委託したという形のようにお聞きしているわけですけれども、さらに1回集めまして、まだ、その後終わりで

すか。私、特別委員会の小委員でもありませんので、情報的に不足のところありますけれども、そういう処理の流れについて改めてちょっとどういうふうに対応したのか、その稲わらの関係、お尋ねしたいことが1つと、それから、今言ったようなことで、2回、3回の手がかかりますと、当然プラスアルファの経費が出てきたと思うんですけれども、これらも全て補助対象というふうになったのか。あるいは、ここに出ておらない、いわゆる災害に関わる稲わらの処理だけでお尋ねしますと、そのほかの経費というものが出ておるのか、どうなのか、この3点ちょっとお尋ねします。

- ○議長 奥村産業振興課長。
- ○産業振興課長 ただいまの堆積稲わらの撤去集積に係る進捗状況でございますが、私ども、 被災を受けた圃場から一時集積所、体育館の前の埋蔵文化財資料展示館跡地に一時集積をし たわけでございますが、それにつきましては今議員がおっしゃいましたとおり、川西町建設 業協会の会員に委託をしたところでございます。

堆積の処理につきましては、当時、現地を視察いたしますと、個人ではなかなか困難だという判断の下から、建設業協会のほうに委託をしたところでございます。

全体の実績でございますが、集積の補助につきましては510万円ほど、集積量につきましては8,050立米ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長 佐藤住民生活課長。
- ○住民生活課長 稲わらの処分につきましては、最終的に集まりました8,000立米につきまして、私どもも、処分につきましては建設業協会に委託をしまして処理をしております。

環境省の補助事業といたしまして2分の1補助ということであります。千代田清掃事業所 に当初搬入しておりましたが、稲わらの量が想定以上に多いということがありまして、一部、 玉庭の放牧場のほうに搬入させていただいております。

以上です。

- ○議長 12番髙橋輝行君。
- ○12番 平たくお尋ねしますと、立米5,000円の、いわゆる1立方5,000円の補助が、それが頂けるということは理解しました。その分が、当初4,000でおったのが8,000何がしと、これ掛ける5,000円の補助も頂ける内容は分かりました。

私がお尋ねしたいのは、補助以外に、さっき奥村課長からあった510万という数字は、補助以外に建設業協会にお願いしたので、プラスアルファのかかり増し分の別な経費だという

ことになるのか、あるいは、佐藤課長が言った2分の1というのは、また別に搬入関係の、 そういうものの経費の2分の1というふうになるのか、その辺。

結局、さらに申し上げれば、直接補助以外に、この台風19号の稲わらに関わる経費について、町の持ち出しの分がどの程度あったのかと。なければないで結構なんですけれども、その補助だけで対応できて終われば、その辺の内容をお尋ねしたところでございました。

- ○議長 奥村産業振興課長。
- ○産業振興課長 田んぼに堆積いたしましたわらを撤去、集積までの部分について、先ほどご 説明申し上げた補正の内容になります。
- ○議長 佐藤住民生活課長。
- ○住民生活課長 環境の部分でいきますと、2分の1補助でありますので、2分の1は一般財源となります。

2分の1の町の持ち出し、一般財源につきましては特交措置となります。95%特別交付税の措置となります。

- ○議長 井上未来づくり課長。
- ○未来づくり課長 環境省所管の部分につきましては、ただいま住民生活課長が申し上げましたとおり2分の1の補助事業、これを活用させていただいております。

残り2分の1につきましては、今回の災害復旧事業という事業でございますので、ただいま8号補正の中でもご覧いただきました災害復旧事業の起債を活用させていただいてございます。その起債の充当につきましては事業費の100%を充当可能、そしてまた、元利償還金の95%が、後々地方交付税措置が講じられるといった内容となってございます。

- ○議長 12番髙橋輝行君。
- ○12番 特別委員会というものが後日ありますので、また、資料等でお尋ねする機会があろうかと思いますので、それ以上の具体的なことは、その機会にまたお尋ねしたいと思いますけれども、今、財政課長からあった5,000円以外のかかったものも、いわゆる特別枠で起債できるものがある、さらに95%充当になるということですけれども、私、申し上げたい一番のものは、やり方が同じ稲わらの処理についても、片方のほうは、いわゆる高畠町さんの場合は、その後の処理は聞いておりませんけれども、農家のほうに補助金が入る、そして、丁寧に自分の圃場ですから、処理をされる方法を選んでいる部分。川西の場合は、5,000円の補助以外に起債に充当になるにせよ、新たな借金になるんでしょう、まず、一時は。最終的に課長言うとおり95%該当なるとしても、その方法を選んだわけです、選ばざるを得ないか

ら。

そういうものの処理について、今後やはり新たな起債が出てくれば、ほかの事業に対して も、当然大なり小なり影響が出てくるわけなので、こういうことはよく考えて、ひとつ仕事 をしていただきたいなということの要望と、簡単にです、その起債の95%は別として、充当 になることは別として、5,000円以外にかかった分の額というものを、これは幾らになるん ですか、ざっと。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 今、その具体的な数字については、検討といいますか精査させますので、今回、稲わら処理につきましては、農林水産省に強く要望をさせていただきまして、いち早く、前例に倣った形で事業化をしていただいたところであります。

膨大な稲わらが発生した、稲わらが集積したということで、農家の皆さんからは自分たちでは大変困難だと。集積することについては、重機等を活用しないと処理ができないという強い要望をいただきまして、11月に入りまして、町として建設業協会のほうに委託をして集積をし、また、処理に環境省の補助事業を活用させていただきました。

本町では、2月半ばで全部処理をすることができましたが、もう一つの方法として、農家が直接搬入、集積をしながら搬出するということで、それに対して、農家の支援も加味しながら対応できるという2つの方法がございましたが、農家の皆さんからは、大変重く、そして厚いものを、手で集積するなんてことは大変不可能だというようなことがありました。

高畠町さんは、農家主体で取り組まれるという報告はいただいておりますが、なかなか集 積がまだ進んでいない、処理が進んでいないという報告をいただいております。

○議長 暫時休憩します。

(午前10時35分)

○議長 再開します。

(午前10時39分)

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 ご質問いただきました町の持ち出し分の金額につきましては、補助事業等 の詳細の内容を再度精査させていただきまして、後日、お示しをさせていただきたいという ふうに思います。

○議長ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、 討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時55分といたします。

(午前10時40分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

- ◎議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員 その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部を改正する条例の設定について
- ◎議第17号 川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎議第18号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎議第19号 川西町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎議第20号 町道路線の認定について
- ○議長 日程第17、議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてから、日 程第21、議第20号 町道路線の認定についてまでの5議案を議事の都合により一括議題とい たします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。 町長原田俊二君。 ○町長 議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご提案申し上げます。 提案理由でございますが、地方公務員法が改正されたことに伴い、関係条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。 ○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例及び議会の 議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の設定につい てご説明申し上げます。

別紙の概要のほうで説明をさせていただきたいと思います。ご覧をいただきたいと思います。

1、改正の趣旨でございます。

地方公務員法が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が発足されること 及び地方自治法施行規則が改正されることに伴い、関係条例を改正するものでございます。

2、改正の内容でございます。

条例2本がございます。

1番目の川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、現在、地方 自治法施行規則に歳出の科目、節の設定が全部で28節規定されてございますが、会計年度任 用職員制度が発足することに伴いまして、第7節、現在、賃金という節がございますが、賃 金という概念が全くなくなりますので、賃金という7節が廃止されます。それに従いまして、 現行28節あるものが、8節以降の部分が1つずつ繰り上がりますので、賃金という部分での 当該文言を削除するというのが、第1点目の改正内容でございます。

2つ目は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でご ざいます。

会計年度任用職員に給料を支給することとされたことに伴いまして、当該給料を支給する 職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする、 準用するということの規定を新たに整備するものでございます。

施行期日について、令和2年4月1日でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第17号 川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について提案申 し上げます。

提案理由につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 佐藤住民生活課長。
- ○住民生活課長 議第17号 川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

これにつきましては、別紙の川西町印鑑条例の一部を改正する条例の概要に沿って説明させていただきます。

1、改正の趣旨。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する 法律が施行され、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、本条例を改正するも のであります。

- 2、改正の内容につきましては、法の施行により、成年被後見人等の欠格事項の見直しが 行われまして、印鑑の登録申請につきましても、成年被後見人であっても意思能力を有すれ ば申請可能となったために、印鑑の登録を受けることができない者を改めるものであります。
 - 3、施行期日につきましては、公布の日から施行するということであります。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 議第18号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、人事院規則の改正に準じて本条例を改正するため提案するもの でございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 鈴木総務課長。
- ○総務課長 命によりまして、議第18号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

別紙概要をご覧いただきたいと思います。

1、改正の趣旨でございます。

人事院規則の9-30、これは特殊勤務手当を規定しているものでございますが、これの改正に準じまして、特殊勤務手当の支給区分を新たに新設するものでございます。

2、改正の内容でございますが、特殊勤務手当の防疫と作業手当について、現在3つあるのですが、それに1つ加えるものでございます。豚熱の蔓延を防止するために行う野生イノシシの死体の運搬、もしくは埋却、または野生イノシシの捕獲現場等の消毒作業を新たに加えるものでございます。支給額につきましては、従事した日、1日につき290円とするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 続きまして、議第19号 川西町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 提案申し上げます。

提案理由につきましては、民法の一部を改正する法律の施行伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものでございます。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 吉田地域整備課長。
- ○地域整備課長 命によりまして、議第19号 川西町営住宅管理条例の一部を改正する条例の 制定についてご説明申し上げます。

別紙、川西町営住宅管理条例の一部を改正する条例の概要により説明申し上げます。 改正の趣旨でございます。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、利息の適用利率が改正されるため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容でございます。

町営住宅の不正入居者に対する明渡し請求の際、入居した日から明渡し請求を行った日までの家賃については、近傍同種家賃と、既に支払った家賃との差額に利息を付した額を徴収することとしております。このたびの改正により、この利息を、現行の年5分の割合から法定利率に改めるものでございます。

施行期日等でございます。

1、施行につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございますが、令和元年度までの支払期に係る利率につきましては、年5%といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 議第20号 町道路線の認定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、県営大塚西部1期地区経営体育成基盤整備事業に伴い、一般国 道287号の一部を町道として認定するため提案するものでございます。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 吉田地域整備課長。
- ○地域整備課長 命によりまして、議第20号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。 別紙、認定路線図にてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。
 - ①赤線と赤丸の数字で示している部分でございます。
 - ①30075、大塚西部1号線、起点が川西町大字西大塚字日渡138番4、終点が川西町大字西大塚字荒小屋五92番6。
 - ②でございます。30076、大塚西部2号線、川西町大字西大塚字荒小屋375番3、川西町大字西大塚字北大巻二126番5。
 - ③でございます。30077、大塚西部3号線、川西町大字西大塚字荒小屋377番3、川西町大字西大塚字荒小屋五93番4。
 - ④30078、大塚西部 4 号線、川西町大字西大塚字田中橋338番 4、川西町大字西大塚字荒小屋東六60番28。

延長につきましては記載のとおりでございます。

なお、提案理由にも示させていただきましたが、本来、国道287号線で整備した農地等への進入道路を、基盤整備事業の一体的な整備を進めるために、国道用地分を町道と一旦認定していただきまして、さらにそれを土地改良事業に移管をして、一体的な整備を進めるための町道認定でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、 総括的な質疑となるようご留意願います。

(な し)

○議長 別に質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第22、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第17、議第16 号 川西町特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてから日程第21、議第20号 町道路線の認定についてまでの5議案を内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎令和2年度施政方針の説明について

○議長 令和2年度施政方針の説明について、町長より説明を求めます。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 令和2年度施政方針を提案申し上げたいと思います。

夢と愛を未来につなぐまちを目指して。

初めに、令和2年第1回川西町議会定例会が開催されるに当たり、令和2年度の町政運営に臨む基本的な考え方と施策の大要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に、ご理解とご協力を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

今年の冬の平均気温が観測史上最高を記録するなど、経験したことのない異常な暖冬小雪が続いております。今後の農作物への被害や水不足など、様々な分野での影響が心配されております。

一方、中国・武漢で発生した新型コロナウイルスによる疾病は、中国国内各地に感染が拡大し、甚大な被害となっております。そして、日本をはじめ、関係する諸外国に感染が広がっており、日本国内では二次感染、感染経路が確認できない感染者や死亡者も出ており、検

査体制がまだ不十分な上、明確な治療法が確立されていないため、国民に不安が広がっております。

また、中国での感染が終息しないため、生産活動が停滞し、部品の供給が止まるなど、世界経済に大きな影響が出てきております。さらに、訪日外国観光客のキャンセルが相次ぐなど、日本経済にも大きな影響が出始めております。

本町でも卒業式や入学式など、行事やイベント開催などが計画されておりますので、一日 も早く対策が強化され、感染が終息することを願っております。

昨年10月、消費税が増税されましたが、前四半期の国内消費は落ち込んだと発表されております。このように現在、日本経済を取り巻く環境は様々なリスク要因を抱えており、今後の国内外の経済状況を注視していかなければならないと考えております。

さて、昨年を振り返りますと、4月30日、約200年ぶりとなる天皇陛下が皇太子殿下に譲位されました。そして、5月1日、元号が平成から令和に改められるとともに、皇太子殿下が天皇にご即位され、新たな時代の幕開けの年となりました。

平和を尊び、国民に寄り添われて歩まれた平成天皇に、多くの国民から感謝の言葉が寄せられました。新天皇陛下は、上皇陛下が示された象徴天皇としてのご行為を尊重されて即位を宣言されました。国民は、新天皇のご即位を祝い、明るい話題に包まれた歴史的な出来事の年でありました。

一方、昨年も日本は様々な災害に見舞われ、多くの犠牲者を出す1年となり、被災された 皆様に心からお見舞いを申し上げます。

6月18日、山形県沖を震源とするマグニチュード6.7と推定される地震が発生し、県内観測史上最大の震度6弱を記録、鶴岡市を中心に大きな被害が発生いたしました。また、台風被害も多く、9月、10月に、台風10号、13号、15号、19号、21号と相次いで日本列島に上陸、大災害に見舞われました。観測史上最大の暴風、豪雨が記録されるなど、私たちが経験したことのない事態が現実に表れております。

近年、地球温暖化の影響について警鐘が鳴らされてきましたが、災害の激甚化、大規模化を目の当たりにして、その影響が強く感じられます。従来想定してきた被害を超える対策を 講じていかなければならないと考えております。

本町においても、10月12日から13日にかけて台風19号が最接近、大雨洪水警報が発令されました。最上川が増水し、氾濫危険水位に近づいたため災害対策本部を設置、警戒レベル4の避難勧告を初めて発令いたしました。最上川の増水は、支流の誕生川、黒川、犬川等が流

下できずに増水、86棟の床上床下浸水、道路や河川、農作物の冠水や稲わら等の災害ごみも 大量に発生し、約7億円の被害となりました。町では、いち早く国・県の災害支援事業を受 け対応してまいりましたが、今後も一日も早い復興に努めてまいります。

4月には統一地方選挙、7月には参議院選挙が執行され、新たな議会活動がスタートいたしました。川西町議会は、平成25年5月に議会基本条例を制定、住民との意見交換を積極的に取り組まれるなど、開かれた議会、町への政策提言など、議会活動の活性化に精力的に取り組まれております。そして、議会だよりは、全国トップクラスのレベルで発行されております。これらの取組が評価され、11月に開催された全国町村議会議長会設立70周年記念大会において、川西町議会は栄えある特別表彰を受賞されました。これまでのご尽力に敬意を申し上げますとともに、心からお喜びを申し上げます。

現在、川西町は、平成16年に制定したまちづくり基本条例の下、協働のまちづくりを推進し、町民が主役の町を目指しております。今後とも、町民の皆様一人一人が安全に安心して暮らし続けられる、誰もが幸せが感じられるまちづくりを実現してまいりたいと思っております。

今年は、待望の2020東京オリンピック・パラリンピック開催の歴史に残る年であります。 本町初のオリンピック選手誕生をはじめ、若い人たちや国民に夢や希望、そして活力がみな ぎる1年になってほしいと思っております。大会の成功と日本選手団の大活躍を期待してお ります。

1、令和2年度町政の運営方針。

令和2年度は、米中経済対立や新型コロナウイルスの影響など、世界経済にどのような影響を及ぼすのか予断を許しませんが、本町の持続的な発展を目指し、かわにし未来ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を併せて計画の推進を図ってまいります。

未来ビジョンでは、「夢と愛を未来につなぐまち」を基本目標に掲げ、「集まる」まちをつくる、「楽しい」まちをつくる、「挑戦する」まちをつくるの各目標に沿い、地域経済活性化、移住・定住促進、生涯現役、女性にやさしいまちづくりの主要プロジェクトを推進してまいりました。

総合戦略では、2040年の本町の人口目標を1万2,000人としてビジョンを定め、リーディングプロジェクトである公立置賜総合病院周辺土地利活用、メディカルタウン構想の具現化に取り組んでおります。先日、国土交通省より、梨郷道路の開通年度が令和5年度と公表されました。これにより国道287号米沢長井道路の整備が加速され、病院周辺の社会資本整備

が一層推進されるものと大いに期待しております。

それぞれの計画には、町の重要課題が網羅されておりますので、事業を推進してまいります。また、未来ビジョン前期基本計画と総合戦略は令和2年度が最終年度となりますので、 それぞれの点検・評価を行い、令和3年度以降の後期基本計画と次期総合戦略を併せた形で 策定してまいります。

近年の多発する災害を受け、整備を進めている新庁舎整備事業は、令和2年度、完成年度 を迎えました。建設と同時にその機能を整備し、災害対応の強化を図ってまいります。今年 度作成したハザードマップを活用し、地域の自主防災組織の協力を得ながら、「自助、共助、 公助」の連携を確立し、災害に負けないまちづくりを進めてまいります。

本町の課題は、人口減少が続く中、活力ある社会を建設し、持続性のあるまちづくりを推進することであります。他に先駆け取り組んできた協働のまちづくりによる地域づくりは、町民の皆さんの積極的な活躍により、国等から高く評価されております。

今後とも、まちづくりを継続するためには、次代を担う人材の確保、育成が求められております。町民の皆様のまちづくりへの参画を一層進めるとともに、地域おこし協力隊員の活用や多様な交流事業を通じて関係人口の拡大を図り、外部人材の参加、協力を得ながら、地域づくりの発展を目指してまいります。

一方、将来的に人口減少を食い止めるためには、若年層の定着が求められます。若者への 住宅支援や子育て支援のなお一層の充実が求められますが、一方、多様な生活習慣、結婚観 の変化により独身者も増加しております。行政の取組には限界がありますが、出会いの場の 創出など、サポートしていかなければならないと考えております。

また、「集落に毎年1%の人口が定着すれば人口は安定する」と分析されておりますので、 各集落単位で、将来の地域づくりや人材確保に向けた話合いが必要であります。昨年の災害 時の対応を踏まえ、集落内の相互扶助、助け合いの再確認も含め、話合いを呼びかけてまい ります。

国の定住自立圏構想に基づく置賜3市5町の定住自立圏は、米沢市を中心市に共生ビジョンがスタートいたしました。現在、事業の具体化を目指し様々な協議がなされており、今後の進展を期待しております。私は、広域で取り組めるものは積極的に取り組む必要があると考えております。広域連携による行財政メリットを生かすとともに、人口減少によって行政サービスが低下しないよう、対応していくべきと考えております。

持続性のあるまちづくりを進めるためには、将来を見据えた財政計画と効率的な行財政運

営が必要であります。第2次経営改革プランに基づき、財政規律を保ちながら事業を厳選し、各種事業の精度を高めるとともに、絶えずPDCAサイクルによる行財政改革に取り組み、安定的な財政運営に努めてまいります。また、長時間労働の是正など働き方改革を踏まえながら、研修等を通じ職員の資質向上を図り、行政サービスの向上を目指してまいります。

2、令和2年度予算編成方針と概要。

国では、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、地方交付税交付団体をはじめ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう、 実質的に同水準を確保することを基本として地方財政措置を講ずるとしております。

本町の財政状況は、人件費や公債費、扶助費を含めた義務的経費が依然として高水準にあります。また、本町の最大財源である地方交付税については、社会保障関係費の伸びなどで自治体の財政需要が膨らむため、全国規模総額2.4%の増額となる見込みでありますが、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費や各種基金残高が乏しい等、厳しい財政状況が続くと予測しております。このため、中長期的な財政見通しの下、行財政改革に取り組みながら、町財政の健全な運営が求められているものと認識しております。

令和2年度の予算編成に当たりましては、このような状況を踏まえながらも、新庁舎整備 及びかわにし未来ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げたプロジェクトを着実 に推進するための事業をはじめ、町の政策的な課題や重要事業などは最大限盛り込むよう努 力いたしました。この結果、一般会計の歳入歳出総額は120億700万円で、前年度に比べ 9.5%の増となり、過去最大の予算規模となりました。

経済状況の先行きについては緩やかに回復していくことが期待されるものの、国際経済の不確実性や、今後も、人口流出と少子化による人口の減少は続くと予測される状況から、町税収入の減等も予想されます。財源も限られている状況にありますが、町民生活環境の向上に重点を置いた予算といたしました。

以上が令和2年度一般会計当初予算の概要であります。

本町の財政状況は、実質公債費比率などの健全判断比率は国の基準内の指数を維持しておりますが、令和2年度当初予算においては、財政調整基金からの繰入れは見込まなかったものの、基金残高は依然として厳しい状況にあります。このため、自主・自立に向けた行財政システムの確立をさらに強化するとともに、町民と行政の協働によるまちづくりを推進し、地域の再生・発展、住民福祉の向上を目指してまいりたいと考えております。

なお、特別会計を含めた普通会計の総予算額は164億7,288万円で、前年度比10億2,943万円の増となりました。

3、分野別の重点施策。

次に、予算案に計上いたしました主な施策について、かわにし未来ビジョンの分野別目標 に沿って申し上げます。

「集まる」まちをつくる。

住む人が自分たちの地域に対して誇りを持ち、訪れる人が、本町が持つ魅力に憧れを抱く まちづくりを進めることで、人と魅力が集まるまちを目指してまいります。

まちづくりを支える人材の育成については、各地区交流センターと連携し、これまで取り組み育成した「まちづくりマイスター」認定者の地域づくりへの参画を促すとともに、町民が主体的に実践する地域活動を支援し、地域づくりの担い手として、意欲的な人材を発掘・育成してまいります。また、2分の3成人式を開催し、対象者間の絆や町への愛着を再確認する機会を設けるとともに、やまがた出会いサポートセンター及びやまがた縁結びたいと連携し、広域的なマッチングシステムを活用した若者の出会いの場、異性との出会いのきっかけづくりを進めてまいります。

加えて、本間喜一顕彰基金を活用し、本町を含む東北各県から愛知大学へ進学・就学し、 卒業後、地域貢献を志す者に対し給付型の就学支援を行い、人材の育成を図ってまいります。 地域おこし協力隊については、町や地域の課題解決に必要な人材を受け入れ、任期終了後 の起業や就業、そして定住を見据えたカリキュラムを設定し、まちづくりの担い手として支 援してまいります。

定住移住施策については、集落定住支援員を配置し、やまがた里の暮らし推進機構等と連携して、空き家バンクの充実を図るとともに、首都圏で開催するイベントや移住フェア等への出展、情報誌、SNSなどを通した情報の受発信を進めてまいります。

また、県等と連携し、学生の地元回帰を促進するため、奨学金返還に対し支援を行うとともに、県外から町内に移住した世帯に対し「食」の支援を行うほか、県と県内全市町村や団体が共同し、東京圏から移住して就業または起業した者に対し、移住支援金を給付するなど、移住定住を推進してまいります。

人をつなげる交流の促進については、本町と縁があり、各界で活躍する東京川西会やふる さと交流大使、親善大使との交流や国際交流、全国川西会議、東京都町田市などとの自治体 間交流、さらには各地区交流センターや、やまがた里の暮らし推進機構などで実践する都市 部との交流などをより発展させ、川西ファンを獲得し、関係人口の拡大を図ってまいります。 また、本町の文化芸術活動の発信拠点であるフレンドリープラザにおいて、子供から高齢 者までの幅広い年代層を対象に、文化芸術の鑑賞、参加の機会の提供や活動への支援を行う とともに、併設する町立図書館と遅筆堂文庫を主体にした事業など、複合文化施設の役割を 発揮して、地域の文化芸術活動の先導的役割を果たしてまいります。

心を豊かにする学びの創造については、第3次生涯学習推進計画の「一人一人が輝き つながる 未来共創 川西人」を基本理念に、「ひとづくり」に資する事業を推進してまいります。学びを通じて得た知識や技術、人とのつながりを、日々の暮らしの豊かさや地域課題の解決につなげていくとともに、町民一人一人が持つ知識や技術を、次世代へとつなげる学びの循環づくりを進めるなど、生涯学習活動を通じて、一人一人が輝きを放つ川西人(かわにしびと)の創出を目指してまいります。

女性が輝く社会づくりについては、第3次男女共同参画計画に基づき、女性も男性も互いに個性と能力を認め合い、仕事と家庭の調和がとれた生活ができ、働きやすく安心して子育てができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発・普及に取り組んでまいります。また、審議会、委員会などの女性委員の比率向上を図るなど、女性の社会参画を促してまいります。

さらに、女性農業者がそれぞれ個性や能力を発揮し、生き生きと営農活動が展開できるよう、引き続き町独自の認定制度により人材の育成を図るとともに、営農活動を支援してまいります。

子育て環境の充実については、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく安心して利便性 の高い支援・相談体制を図る子育て世代包括支援センター業務の推進を図ってまいります。

また、幼児を取り巻く保護者等の生活態様の変化に伴い、子育てに対する需要も多種多様 化していることを受け、第2期川西町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代が 働きやすく、安心して子育てができる環境を整えてまいります。

町立の認可保育所及び幼稚園の運営のほか、私立の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業施設、病児保育事業に対する支援や、障害児の受入れ施設に対する支援を継続して行ってまいります。また、放課後児童クラブ等の運営支援や子育て支援センターの運営充実、子育ての援助活動支援を調整するファミリー・サポート・センターの充実を図ってまいります。併せて、お誕生祝品支給事業を通して、保護者の子育て応援と子供の読育のきっかけづくりを推進してまいります。

幼児教育の無償化が昨年10月から開始されたところでありますが、これに併せて、多子世

帯、独り親世帯については、引き続き保育料等の軽減を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

さらに、高校3年生相当までの医療費無償化や不妊治療に対する助成などの支援を継続し、 安心して子供を産み育てられる環境を整えてまいります。

地域・家庭・学校が連携した教育の推進については、地域に開かれた学校運営、地域とと もにある学校づくりを進めるため、全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域 学校協働本部とも連携しながら、子供たちの社会力、地域の教育力の向上を図ってまいりま す。

幼児、児童・生徒の学ぶ力の育成については、児童・生徒の学ぶ意欲を高めるとともに、確かな学力を身につけさせる指導が展開されるよう、学校教育研修所を通して各校の校内研究を充実させ、授業改善及び指導力の向上を図ってまいります。併せて、個別学習を要する児童・生徒に対する支援と家庭学習の習慣化に向け、放課後学習支援員を引き続き配置してまいります。

また、小学校での英語の教科化に伴い、ALTを引き続き複数配置するとともに、中学3年生を対象に英語検定3級以上の検定料の補助を継続して行い、児童・生徒の学力向上を図ってまいります。

さらに、社会科副読本を作成し、地域についての理解を深め、郷土に親しみ、郷土を愛する心を育成するとともに、新聞を活用した教育活動支援事業に取り組み、身近な社会や世界情勢を知るとともに、読解力、思考力、表現力の向上を目指してまいります。

健やかに育む教育環境の充実については、情報化に対応した学習を進めるため、情報教育環境を整えるとともに、中学校に校務支援システムを導入し、働き方改革を進めてまいります。併せて、部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減を図ってまいります。

また、中学3年生を対象に、地元食材のよさを知る食育の観点と郷土への愛着心と社会性を身につけさせるため、フルコースマナー講習を継続実施してまいります。

社会問題となっているいじめ対策については、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの未然防止とスピード感のある対応を図ってまいります。

教育施設については、中郡小学校と吉島小学校に空調設備を整備するなど、児童・生徒が 学習に集中でき、安全に学校生活を過ごせるよう、計画的に修繕・整備してまいります。

心と体の健康づくりの推進については、健康寿命延伸に向け、日常生活の中で町民一人一人が楽しみながら、自ら生活習慣や運動、食生活などを意識した健康づくりを促進するため、

関係機関、事業所等との連携・協力のもと、インセンティブを高める魅力ある事業を展開してまいります。また、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進するため、特定健康診査やがん検診の受診率の向上、高リスクと診断された方への特定保健指導、精密検査への勧奨強化などを図ってまいります。

スポーツの普及については、町民が継続的、自主的、自発的にスポーツ活動を行い、健康で豊かな生活が送れるよう活動支援に努め、障害の有無に関わらず、町民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる機会と環境の整備を図ってまいります。そのため、本町におけるスポーツ推進体制の方向性並びに体育振興拠点施設運営の在り方について、引き続き関係機関と協議を行い、具体化に向け進めてまいります。

また、本町を会場に開催される令和2年度国民体育大会東北ブロック大会兼第47回東北総合体育大会ホッケー競技会の円滑な運営を支援してまいります。

さらに、国を挙げたオリンピック・パラリンピックの成功に向けて、県及び県実行委員会、 近隣市町と連携し、聖火リレー等が記憶に残るものとなるよう取り組んでまいります。

地域医療の充実については、公立置賜総合病院は、地域の中核医療施設として高度医療及び急性期医療を提供、また、そのサテライト医療施設となる公立置賜川西診療所は、総合病院との連携を密にした一次医療を提供し、地域医療機関として今後も町民が安心できる医療体制づくりに努めてまいります。

国民健康保険については、国民健康保険制度が県単位化されたことにより、県とともに持続可能な社会保障制度として町民が安心して医療を受けることができるよう、適正運営を図ってまいります。

地域福祉の推進については、子供から高齢者まで、町民の誰もが住み慣れた地域の中で心 豊かに安心して暮らし続けられるよう、民生委員、児童委員や社会福祉協議会など関係機関 と連携し、様々な生活課題について、町民一人一人の努力、町民同士の相互扶助、公的な制 度の連携によって解決していく取組を推進してまいります。

高齢者福祉の充実については、地域社会と保健・医療・福祉が連携したきめ細やかなサービスを提供する地域包括ケアシステムの構築に向け、地域で支え合う居場所の創出、高齢者の社会進出、介護予防、切れ目のない医療と介護の提供、日常生活の支援に取り組んでまいります。

障害者(児)福祉の充実については、障害者にとって日常生活における障壁を取り除くための合理的配慮についての普及啓発を進めるとともに、障害者が有する能力や適性に応じ、

地域において自分らしい生活が営めるよう、相談やサービス利用の支援に取り組んでまいります。

郷土の誇りづくりの推進については、故井上ひさし氏が亡くなられて10年目となり、氏の 業績を広く、長く後世に伝えるため開催する「吉里吉里忌2020」の成功によって、さらに本 町に注目いただけるよう発信力の強化を図ってまいります。

地域の資源を生かす活動(地域学)の推進については、先人から受け継いだ歴史的遺産である指定文化財の保護を図るとともに、過疎や高齢化の進行による文化財等の滅失や散逸を防ぐための調査を進めてまいります。また、里山の原風景を残し、200基余の古墳群を擁する下小松古墳群一帯の環境を保ち、その活用を図ってまいります。

「楽しい」まちをつくる。

人と人との関係が豊かで安心して生活できるコミュニティが形成され、快適な生活が送られる環境づくりを進めることで、楽しい地域、楽しい生活のあるまちを目指してまいります。地域を支える自立したコミュニティづくりには、町内7地区それぞれに地区民参画のもと、個性・特色を生かした地区計画に基づき、自立した地区経営と地域づくりの実践活動を展開いただいております。今後も、かわにし未来ビジョンのまちづくりのテーマに掲げる「協働そして共創へ」の具現化に向け、自主・自立の地域づくりを推進する体制、支援を継続してまいります。

多様な住宅環境の整備については、住宅の質の向上、景気・雇用対策を踏まえ、県制度と 連携しながら、新築、住宅リフォーム及び耐震診断、耐震補強工事に対する支援、また、若 者の定住化を促進するための若者向け住宅支援制度や、家族間、世代間が支え合う暮らしを 推進するための三世代同居住宅支援制度を継続してまいります。

総合的な雪対策の充実については、冬期間の安全・安心な生活及び道路交通の確保を図るため、道路除雪計画に基づき、各種取組に万全を期してまいります。

豊かな自然環境の保全については、第3次川西町環境基本計画に基づき、町民、事業者、 行政が連携しながら、ごみ分別の徹底を図り、ごみの資源化及び減量化を推進するとともに、 町民参加型の事業や研修会、児童・生徒を対象とした環境学習等を通し、環境保全活動に関 わる人材の育成や町民の環境に対する意識の向上を図ってまいります。併せて、第4次川西 町環境基本計画策定に向け準備を進めてまいります。

さらに、可燃ごみ収集の全地区週2回実施を継続することにより、生活しやすい環境を整 えてまいります。 森林整備については、森林環境譲与税を活用し、森林所有者の意向調査等に基づき、適切な森林経営管理が図られるように取り組んでまいります。また、松枯れ被害木による二次被害防止や景観整備、町森林整備計画に基づく適正な保育、里山整備等を進め、森林の有する多面的機能の発揮を図ってまいります。

暮らしを支えるインフラの維持については、水道事業においては、メディカルタウン整備 事業の推進に併せ、水道管布設整備に取り組んでまいります。また、経営計画に基づき、費 用の軽減対策、未収金対策等を進め、経営の安定化を図ってまいります。さらに、老朽管の 耐震管への更新を進め、安心・安全な水道水の安定供給を図ってまいります。

生活排水対策については、公共下水事業において、メディカルタウン整備事業の推進に併せ、管渠布設整備に取り組んでまいります。また、合併浄化槽設置の一層の推進を図るとともに、公共下水道及び農業集落排水事業の加入促進を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図ってまいります。

医療、住宅、商業が融合したまちづくりの推進については、公立置賜総合病院周辺整備基本計画・実施計画に位置づけた重点整備区域内のインフラエ事に着手するとともに、住宅北側区域の造成・分譲及び商業施設等の立地に向けた土地利用等の調整を進め、令和5年度に開通する一般国道113号新潟山形南部連絡道路・梨郷道路の整備を見据えたメディカルタウンの整備に取り組んでまいります。

中心市街地の活性化については、中心市街地活性化アクションプランに基づき、中心市街地を活性化する人材の育成、まちづくり団体や商店会組織等の活動を支援してまいります。

また、新庁舎整備の推進に伴う現庁舎跡地の利活用について、今年度策定する基本方針に 基づき、事業の具体化に向けた検討を進めてまいります。

幹線道路ネットワークの整備促進については、昨年4月に東北中央自動車南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまで新たに供用開始され、南東北3県の高速交通ネットワークが大きく強化されました。加えて、梨郷道路の供用開始年度が令和5年度中と発表されたことから、一般国道287号米沢長井道路川西バイパス、米沢川西バイパスと併せて、さらなる整備促進に向け、関係市町、団体とともに、国や県に対し強く要望活動を行ってまいります。

生活道路等整備促進については、虚空蔵山西線整備に継続して取り組むほか、新庁舎整備、メディカルタウン整備の進捗に併せ、駅東萩野線、横道八幡林線、菊田桧線整備を進めてまいります。さらに、生活道路について、その機能維持のため舗装補修等を行ってまいります。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に沿って継続して修繕整備に取り組んでまいります。

生活公共交通の確保については、町民の皆さんの生活交通として利用が定着しているデマンド型乗り合い交通の運行を継続するとともに、JR米坂線及び山形鉄道フラワー長井線の利用拡大、山形交通路線バス等の運行支援を図ってまいります。また、置賜定住自立圏共生ビジョンに基づき、広域的な公共交通の在り方について、関係市町と課題を共有し、協議、研究に参画してまいります。

防災体制の充実については、昨年の令和元年東日本台風(台風19号)による被災を教訓に、 発災時における対応力向上のため、より実践的な防災訓練による行動の習熟や、自主防災組 織並びに関係機関との連携を強化し、体制整備を図ってまいります。併せて、防災備蓄品や 避難資機材の拡充を図るとともに、防災士等の育成支援に努めてまいります。

消防関係については、消防団、置賜広域行政事務組合川西消防署との連携を密にし、町民の安全・安心を確保するため、消防施設、装備品等の充実を図ってまいります。

空き家対策については、一昨年実施した空き家実態調査及びアンケート調査を基に、所有者の意向に基づいた情報の提供、指導等を徹底し、危険空き家の発生防止を図ってまいります。

ため池対策については、防災・減災の観点から、老朽化による危険を防止するため、改修 及び廃止事業により安全の確保を図ってまいります。

防犯、交通安全の推進については、町民生活安全推進大会の開催を継続し、町民の防犯、安全に対する意識の啓発と活動の強化を図ってまいります。また、第10次川西町交通安全計画に基づき、交通安全推進協議会を軸に関係機関や団体等との連携をさらに強化し、各年代層に対応した交通安全を推進してまいります。

さらに、運転免許証自主返納推進対策事業を継続し、公共交通機関の利用券等を交付する ことで、高齢者等の自動車運転による交通事故を抑止するとともに、当該返納者の移動手段 を確保し、さらなる公共交通機関の利用促進を図ってまいります。

消費者行政については、消費生活センター等関係機関との連携を図り、消費者の安全と安心の確保を図ってまいります。

「挑戦する」まちをつくる。

住む人と事業所、行政等が一緒になって何事にも挑戦する機運や挑戦できる環境を醸成することで、暮らしの経済活動が活発に営まれ、地域の活気とにぎわいに満ちたまちづくりを

目指してまいります。

豊かさをもたらす強い農業づくりについては、川西町農業振興マスタープランの4年目として、施策別アクションプランに基づき、関係機関との連携等により具体的施策の着実な展開を図ってまいります。

3年目となる新たな米政策の対応については、引き続き米価安定のための需要に応じた米生産をオール川西で推進するとともに、米の主産地として実需者ニーズに即した安全・安心で売れる米や、つや姫に代表される良食味、高品質、高価格米の生産振興はもとより、雪若丸の県販売戦略への的確な対応を進めてまいります。

園芸作物については、水田フル活用ビジョンに基づき、重点推進作物の団地形成による産 地化に向けた積極的な生産振興を図るとともに、多品目化による6次産業化への発展を支援 してまいります。

畜産については、米沢牛の主産地としてJA山形おきたま及び繁殖・肥育農家と連携しながら、地域内一貫体制を推進し、黒毛和牛の生産増頭に向けた取組を強化してまいります。

担い手の確保・育成及び農用地の利用集積については、人・農地プランの実質化による地域での十分な話合いの下に適切な運営を図り、農地中間管理事業等を活用した中心経営体への面的集積を推進し、効率的な農業経営を目指すとともに、新規就農者への支援や集落営農組織、法人化への指導・助言も引き続き進めてまいります。

安全・安心な農畜産物の生産、販売については、耕畜農家の連携による土づくり等の支援による環境保全型農業を推進するとともに、品質管理や安全性の向上を図るため、国際水準GAPをはじめ、山形県版GAPの認証取得も積極的に推進するほか、有機農業の推進に向けた販売戦略の構築を目指してまいります。

農地等の整備については、宮地地区、谷地地区及び大塚西部地区において基盤整備事業を 実施しており、令和2年度から新規に上萩野地区及び川西東部地区において農業用施設の改 修事業を実施し、農地の大区画化、用排水機能等の基盤整備により、生産効率の向上と農地 の集積を推進してまいります。

相互に連携する産業づくりについては、本町の基幹産業である農業を基軸としながら商工業及び観光との連携を高め、町民所得の向上と地域経済の活性化を目指してまいります。

商工業の振興については、商工会を通じた経営改革指導等への支援を継続するとともに、 6次産業化の取組と連携しながら、商品開発や販路拡大の取組を支援してまいります。

多様な仕事を生み出す戦略づくりについては、積極的に町内の事業者を訪問しながら情報

交換を行うとともに、県及び関係機関と連携を図りながら企業誘致を推進してまいります。

また、かわにし森のマルシェへの運営支援を行うとともに、地域に密着した流通体系の確立に向け、販売力の強化と出荷者、出荷品目の拡大を図ってまいります。加えて、6次産業化の実践者を拡大するため、農産物の高付加価値化や販路拡大、生産力の向上及びPR等への支援を引き続き行うとともに、町内産品のブランド化と情報発信を行ってまいります。

雇用対策については、今年度設立した川西町雇用対策連絡会議と置賜地区雇用対策協議会等と連携し、情報共有を図りながら安定した雇用機会の確保に取り組んでまいります。さらに、創業支援事業計画に基づき、創業希望者、起業者へ支援してまいります。

ふれあいの丘の機能充実については、回遊型観光の拠点となる川西ダリヤ園をはじめ、浴浴センター及びパークゴルフ場が連携を強め、ふれあいの丘一帯の機能を生かし、町民の福祉向上と地域間交流の拡大を図ってまいります。特に、開園60周年を迎える川西ダリヤ園では、質の高いダリアの栽培・育成に努めながら、町民が誇りと親しみを育む公園づくりを通して、ダリアの町として魅力やブランド力を高め、町内外に発信してまいります。

広域的な観光資源活用と連携強化については、高速交通網の整備等により、県内への旅行者の拡大が期待される中、町内地域資源の掘り起こしと磨き上げを進めるとともに、道の駅米沢や近隣自治体、観光施設等との広域連携を強化しながら、訪れる方に満足していただけるおもてなしや観光基盤の整備、充実を図ってまいります。

効果的な情報発信の強化については、庁舎内外それぞれに設置した組織の中で、公式ホームページや公式フェイスブック、広報誌に対する評価をいただきながら、ユーチューブなどの新たなSNS活用の研究も進め、より一層、見やすさ、読みやすさ、親しみやすさに配慮した情報発信に努めてまいります。

広聴活動においては、町の現状と課題を共有し、町民ニーズの把握と協働によるまちづくりを推進するため、町民との対話による「ふれあいトーク」の充実を図ってまいります。

効果的で効率的な行政運営づくりについては、公共施設等総合管理計画に掲げた基本方針に基づき、全庁的な推進体制のもと、個別施設計画の進行管理を進めてまいります。

役場新庁舎の整備については、引き続き川西町新庁舎整備基本計画及び実施設計に基づき、 新庁舎及び附帯施設の建設工事を進めるとともに、各種システムや初度調弁等の整備を進め、 令和2年度の完成を目指してまいります。

行財政改革の推進については、第2次経営改革プランに基づき、コンパクトで持続可能な 経営体の確立を目指し、行政運営・職員改革、財政改革、住民サービス改革を進めてまいり ます。併せて、情報の共有化や町民の参画をより一層進めるとともに、行政評価システムの 継続的な運用を図ってまいります。

職員の資質向上や能力開発については、人事評価制度の活用を進めるとともに、多様化する町民ニーズに応え、さらなる行政サービスの充実を目指し、職員研修の充実と健康で働きやすい職場環境づくりを図ってまいります。

結びに。

令和25年5月、日本創成会議は「2040年までに全国896の自治体は消滅する可能性がある」というレポートを発表、多くの地方自体は衝撃を受けたところであります。これを受け、国・地方とも人口減少問題に対する議論が始まりました。このレポートは、「このまま何もしなければ」ということが前提であり、「東京一極集中を是正し、首都圏から地方への人の流れをつくらなければ、日本全体の人口減少が一層進む」との警鐘でありました。

国は、平成26年9月、まち・ひと・しごと創生本部を設置、11月には、まち・ひと・しごと創生法が国会で成立し、50年後(2060年)に1億人の人口維持を目指す長期人口ビジョンと、東京一極集中を是正する、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する、地域の特性に即して地域課題を解決するなどの総合戦略が示されました。これを基に、都道府県や市町村に対し、それぞれ5年間の総合戦略の策定が求められ、本町も対応してまいりました。

令和元年度、国の第1期の戦略期間が終了いたしましたが、結果は大変厳しいものとなりました。東京一極集中を是正する、東京への社会的増減ゼロの目標は、令和元年、東京圏に14万9,000人の転入超過となり、一層拡大しております。また、1年間の出生者数は86万4,000人となり、過去140年(明治11年から)の最少を更新いたしました。出産適齢期の女性が減少しており、この傾向は今後も続くと予想されますので、2人目、3人目の子を産みやすいよう環境を整備するなど、国に対し、抜本的な少子化対策を求めてまいりたいと思っております。

国の令和2年度からの総合戦略では、東京一極集中の是正、都市部に住みながら地域イベントなどに継続参加する関係人口の拡大、企業の地方移転を促す税制の拡充、高校生への実践的な教育の実施などが議論されております。

本町の総合戦略においても社会的増減ゼロは実現できませんでした。本町の人口は昭和30年当時に比べ半減しております。現在は、自然減が増加しておりますが、国の動向を踏まえ、現状分析に基づいた戦略を構築してまいります。人の流れを取り戻すことは容易ではありませんが、若者の定着をはじめ、大きな課題に、諦めることなく挑戦してまいります。

私は、この4月、町長職の任期満了を迎えます。町政運営に当たり、議員の皆様や町民の皆様、各種団体の皆様、そして町職員には、様々なご支援、ご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

昨年9月定例会において所信を述べさせていただきましたが、町民生活の安定と持続的発展を目指し、再度、町民の審判を仰ぎたいと考えております。新役場庁舎建設、地方創生を目指すメディカルタウン構想の実現、そして様々な災害に対応する危機管理など課題は山積しておりますが、これまでの経験を生かし、町勢発展に全力を尽くしたいと思っております。今後とも「人が生きる、地域が活きる、役場改革」の初心を忘れず、これまで同様、町民の声に謙虚に耳を傾け、対話を大切にしたまちづくりを進めてまいります。

以上、町政全般にわたり、議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。

○議長 ここで休憩します。

◎議第

再開を午後1時15分といたします。

(午後 零時00分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時15分)

◎議第 3号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

2号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第9号)

◎議第 4号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

- ◎議第 5号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
- ◎議第 6号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- ◎議第 7号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)
- ◎議第 8号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)
- ◎議第 9号 令和2年度川西町一般会計予算

- ◎議第10号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計予算
- ◎議第11号 令和2年度川西町下水道事業特別会計予算
- ◎議第12号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計予算
- ◎議第13号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計予算
- ◎議第14号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎議第15号 令和2年度川西町水道事業会計予算
- ○議長 日程第23、議第2号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第9号)から日程第36、 議第15号 令和2年度川西町水道事業会計予算までの14議案を、議事の都合により一括議題 といたします。

議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第2号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第9号)をご提案申し上げます。 令和元年度川西町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,000万8,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ117億157万9,000円とするものでございます。

内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上 げます。

- ○議長 井上未来づくり課長。
- ○未来づくり課長 命によりまして、議第2号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第9号) につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、ただいま町長から説明申し上げたとおりでご ざいます。

なお、今回の9号補正におきましても、歳入歳出予算の補正に合わせまして、第2条でございますが、地方債の補正を計上してございます。

3月4日提出、町長名でございます。

それでは、3ページにお移りをいただきまして、第2表地方債補正を基に、今回の地方債 の補正の内容につきまして、先にご確認をいただきたいというふうに思います。

今回の地方債の補正につきましては、左上に記載がございますとおり変更でございます。 起債の目的として、まず公共事業等でございますが、補正前、補正後比較いたしまして 5,600万円の増額を計上してございます。これにつきましては、国の1号補正予算に対応いたしまして、宮地地区、大塚西部地区の基盤整備事業の事業費が増額される見込みとなってございます。この財源に充てるため、補正予算債を活用するという計画でおりますので、その増額ということになります。なお、補正予算債につきましては、充当率は100%、交付税の措置率につきましては、元利償還金の50%が公債費方式で参入をされ、残り50%につきましては、単位費用の中で措置されるというようなスキームとなってございます。

次に、振興資金の整備事業でございますが、補正前、補正後を比較いたしますと930万円 の減額となってございます。これにつきましては、出資金として水道事業会計のほうに出資 を予定しておりました水道施設整備事業、この事業費の確定によります減額でございます。

トータルいたしますと、4,670万円の増額ということで予定をさせていただいているところでございます。

それでは、別紙の概要書を基に、9号補正の概要につきまして、主な内容のみ説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1の歳出でございます。

1の補助費等の中では、水道事業会計支援の補助金の減額につきましては、事業費の確定によります減額でございます。

1つ飛びまして、教育・保育施設給付の返還金でございますが、平成30年度分の返還が必要となってまいりました。これは、国・県に対します返還金でございます。その増額を計上するものです。

次の広域病院運営事業の負担金の増額でございますが、負担金の確定に伴います増額でございまして、この主たる内容につきましては、本町には、公立置賜総合病院分の特別交付税が参入されるということになってございます。この特別交付税の額の確定に伴いまして負担金の増額、これが生じたものでございます。なお、歳入におきまして、特別交付税の増額も併せて計上させていただいてございます。

次に、その下の誘致企業支援の補助金でございますが、工場設置奨励金の増額を計上する ものでございまして、交付先は平洲農園でございます。

次に、4の普通建設事業費(補助)まで移らせていただきます。

担い手確保・経営強化支援事業の補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、これ も補助金でございますが、これにつきましては農業用機械の整備に伴います、いわゆるトン ネル補助でございまして、補正の段階では、要望ベースでそれぞれ補助金の額をここに計上 させていただいているところでございます。今後、内示等を受けまして、この補助金の額が変更になる可能性があるということでございます。なお、強い農業・担い手づくり総合支援交付金につきましては、括弧書きに記載がありますとおり、被災農業者支援型ということでございまして、令和元年東日本台風によりまして被災された農業者の農業用機械の再取得や、修繕に対します補助事業の内容といったことになってございます。

次に、5の普通建設事業費(県負担金)でございますが、地方債の補正の中でご確認をいただきましたとおり、宮地地区、大塚西部地区の基盤整備事業の負担金の増額を計上するものでございます。

次に、6の積立金でございますが、庁舎建設基金の積立金でございます。後ほど歳入の中でご確認をいただきますが、寄附金を頂戴し、積立てを行うものでございます。

次に、7の投資及び出資金につきましては水道事業会計への補助金でございまして、事業 費の確定に伴います減額となってございます。

次の8の貸付金でございますが、暮らし安心資金貸付でございまして、大沼の破産に伴いまして、従業員の方々への生活資金の貸付を県と協調し、実施を予定するものでございます。 そのための新規の事業でございますが、そのための増額ということになってございます。

9の繰出金につきましては、記載の3つの特別会計への繰出金でございます。

裏にお移りをいただきまして、2の歳入に移らせていただきたいというふうに思います。 まず、1の地方交付税でございますが、公立置賜総合病院に対します負担金への特別交付 税の増額をここに計上させていただいておるものでございます。

次に、3の県支出金に移らせていただきますが、3行目、4行目にございますのが歳出で ご覧いただきました、あくまで要望ベースではございますが、それぞれ補助金、トンネル補 助でございますので、同額をここに入としても見ておるところでございます。

次に、4の寄附金でございますが、指定寄附金として、吉島地区の齋藤泰美様より10万円をご寄附いただきました。これを原資に、庁舎建設基金への積立てを歳出の中で計上させていただいているところでございます。

5の繰入金の財政調整基金の繰入金は財源調整でございまして、その下の社会福祉基金の 繰入金につきましては、大沼の破産に伴います生活資金貸付の事業への充当として、社会福 祉基金より繰入れを見込むものでございます。

6の町債につきましては、地方債の補正の中でご確認をいただきました内容となってございます。

この補正後の財政調整基金の残高でございますが、1億1,441万5,000円となる見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 続きまして、議第3号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を提案申し上げます。

令和元年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,852万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,552万1,000円とするものでございます。

内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 佐藤住民生活課長。
- ○住民生活課長 命によりまして、私のほうからご説明いたします。

議第3号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、ただいま町長の説明のとおりであります。

令和2年3月4日提出、川西町長名。

私は、概要に沿って説明させていただきます。

歳出につきましては、第1款総務費、補正額50万2,000円、システム改修等委託料、これにつきましては、このうち42万6,000円につきましては、令和3年3月からマイナンバーカードを保険証として利用するためのシステム改修に対する委託料になります。残り7万6,000円につきましては、第三者行為連合会の委託分の増額になります。

第2款保険給付費5,802万1,000円、これにつきましては、記載のとおり、療養給付費と高額療養費の現年分であります。

第3款国民健康保険事業費納付金、これにつきましては、県支出金、繰入金、諸収入の確 定によります財源の更正になります。

第9款諸支出金5,000円、返還金となりますが、過年度の医療費の返還分のうち指定公費

分も町に入ってまいりましたので、その分を国に返還するものであります。

合計5,852万8,000円です。

歳入につきましては、第3款県支出金、これにつきましては、先ほど説明いたしました保 険給付費と同額となります。普通交付金です。

第5款繰入金、これにつきましては一般会計繰入金の確定によります。国民健康保険給付基金の繰入れを1,075万4,000円繰入れするものでございます。

第7款諸収入36万6,000円、これにつきましては第三者行為の納付金になります。

第8款国庫支出金42万6,000円につきましては、先ほどお話ししましたように、マイナンバーカードを保険証として利用するためのシステム改修の整備の補助金になりまして、これは10分の10の補助金になります。

歳入トータル5,852万8,000円となります。

補正後、国民健康保険給付基金残高につきましては、2億1,469万2,000円となります。 以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 議第4号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を提案申し上げます。

令和元年度川西町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,622万4,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 吉田地域整備課長。
- ○地域整備課長 命によりまして、議第4号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算 (第4号) につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、町長がただいまご説明申し上げたとおりございます。 第2条におきまして、地方債の変更をしております。

令和2年3月4日付、町長名でございます。

歳入歳出の内容についてご説明する前に、第2条での地方債の変更ということを行っておりますので、3ページをお開き願いたいと思います。

今回の地方債補正におきましては、左上に書いてありますように変更でございます。

起債の目的につきましては、公共下水道整備事業債でございます。

補正前限度額が5,710万円、補正後250万円の減額をしまして5,460万となるものでございます。

続きまして、概要書に沿って内容についてご説明申し上げます。

1の歳出でございます。

第1款総務費94万8,000円の増額でございます。消費税額の確定によります補正でございます。

第2款公共下水道事業費240万の減でございます。流域下水道建設負担金の確定によります減額でございます。

第3款施設費104万8,000円、工事請負費の確定によります減額でございます。

合計で250万円の減額補正となっております。

2の歳入でございます。

第2款使用料及び負担金でございます。補正額におきましてはゼロ円でございますが、下 水道使用料等々の充当先の変更ということで消費税分に充当、94万8,000円、流域下水道建 設負担金に充当が10万円、工事請負からの減額充当が104万8,000円ということでゼロ円であ ります。

第8款町債でございます。250万の減額でございます。この内容につきましては、先ほど ご説明申し上げたとおりでございます。

合計で250万でございます。

よろしくお願いいたします。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 議第5号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ9,418万3,000円とするものでございます。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げま

す。

- ○議長 吉田地域整備課長。
- ○地域整備課長 命によりまして、議第5号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第2号)につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、ただいま町長からご説明したとおりの内容でございます。

令和2年3月4日付、町長名でございます。

補正の内容について、別紙資料によりましてご説明申し上げたいと思います。

1の歳出でございます。

第3款施設費5万1,000円の増額補正でございます。光熱水費見込みによります不足分を 計上させていただきました。

2の歳入でございます。

第3款繰入金5万1,000円でございます。これにつきましては一般会計よりの繰入金ということで、歳入歳出ともに5万1,000円でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 議第6号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出の予算総額を 歳入歳出それぞれ19億2,153万5,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、福祉介護課の大滝課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 大滝福祉介護課長。
- ○福祉介護課長 命によりまして、議第6号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正の額につきましては、ただいま町長からご説明申し上げたとおりになります。

3月4日付、町長名でございます。

それでは、内容につきまして概要書に基づきご説明申し上げますので、ご覧願います。

1、歳出ですが、第3款地域支援事業費で20万円の増額となっております。これにつきましては、介護予防給付対象者の増加に伴いまして、ケアプラン作成委託料の増額があったものでございます。

続いて、2の歳入でございますが、第9款諸収入において20万円の増額でありますが、こちらにつきましても、先ほどの対象者の増加に伴う介護予防支援事業費収入の増であります。 以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 議第7号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万1,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ1億7,320万3,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明をさせますので、よろしくお願い申 し上げます。

- ○議長 佐藤住民生活課長。
- ○住民生活課長 命によりまして、議第7号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第2号)をご説明いたします。

令和元年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、ただいまの町長の説明のとおりです。

令和2年3月4日提出、町長名です。

別紙の概要に沿って説明いたします。

歳出であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金114万1,000円、これにつきましては、県後期高齢者 医療広域連合、保険基盤安定繰入金、納付金の確定による金額であります。

歳入につきましては、4款繰入金114万1,000円、一般会計よりの繰入れとなります。

以上、説明を終わります。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 議第8号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)をご提案申し上げます。 第1条、令和元年度川西町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによ る。

第2条、平成31年度川西町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

以下、内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申 し上げます。

- ○議長 吉田地域整備課長。
- ○地域整備課長 命によりまして、議第8号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

議案書を読み上げまして説明申し上げたいと思います。

第2条の条文につきましては、町長がご説明申し上げたとおりでございます。

科目、既決予定額、補正予定額、合計につきましてご説明申し上げます。

第1款水道事業収益5億1,861万6,000円、412万1,000円の減額、合計で5億1,449万5,000円。第2項営業外収益4,258万円、412万1,000円の減額、3,845万9,000円となります。

続きまして、第3条、予算第4条本分中「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億9,056万9,000円は、消費税資本的収支調整額986万3,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億8,070万6,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入が資本的支出に対して不足額1億5,899万円は消費税資本的収支調整額658万1,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億5,240万9,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決予定額、補正予定額、合計の順に読み上げて説明となります。

収入でございます。

第1款資本的収入6,160万1,000円、57万9,000円の増額でございます。6,218万円。

第1項企業債4,140万円、670万円の減額、3,470万円。

第2項出資金1,700万円、920万1,000円の減額、779万9,000円。

第3項工事負担金320万円、1,648万円の増額、1,968万円。

支出の部でございます。

第1款資本的支出2億5,217万円、3,100万円の減額、2億2,117万円。

第1項建設改良費1億704万円、3,100万円の減額、7,604万円となります。

令和2年3月4日付、町長名でございます。

なお、収入、支出等々の項目につきまして、概要のところでご説明申し上げたいと思います。

第2条での収益的収入につきましては、先ほど一般会計のほうでの説明にもありましたとおりに、一般会計からの高料金対策に対するものでございまして、算出に当たりましては、前々年度の決算をベースに単価等を掛けまして算出するわけですけれども、その単価の確定によります減額でございます。

資本的収入の部でございます。

1の企業債につきましては、ご説明申し上げたととおり、工事請負費の確定によります減額でございます。

2の出資金、一般会計からの出資金でございますが、これに至りましても工事請負費の確 定によります減額でございます。

3の工事負担金でございます。

梨郷道路に伴います移設等々による国の補償金ということでの増額補正でございます。 最後に資本的支出でございます。

3,100万円の減額でございます。これにつきましても、1の建設改良費、排水設備等々の 委託料並びに工事請負費の減額、合計で3,100万でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長 町長原田俊二君。
- ○町長 議第9号 令和2年度川西町一般会計予算、議第10号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第11号 令和2年度川西町下水道事業特別会計予算、議第12号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第13号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第14号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第15号 令和2年度川西町水道事業会計予算、以上、令和2年度の7会計を一括して上程させていただきます。議員各位のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、各予算の概要については、山口副町長に説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長 副町長山口俊昭君。

○副町長 それでは、命によりまして、議第9号 令和2年度川西町一般会計予算から議第15 号 令和2年度川西町水道事業会計予算までの7議案について、お配りしております一般会計・特別会計予算案の概要によりご説明申し上げます。

なお、予算額等につきましては、細部にわたる説明を省略させていただきますので、ご了 承くださいますようお願い申し上げます。

(副町長、予算案の概要説明)

○議長 一括議題としました14議案の説明が終了いたしました。

なお、一括議題の総括質疑並びに委員会付託の採決につきましては、議事日程の都合上、 明後日、3月6日の本会議で行います。

◎請願の付託

○議長 日程第37、請願の付託を行います。

今回、受理いたしました請願は1件であります。

請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員橋本欣一君。

10番橋本欣一君。

○10番 それでは、私のほうから請願につきましてご説明を申し上げます。

請願第1号 件名は、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願でございます。

請願者、氏名、住所につきましては、山形市薬師町二丁目 6 - 15、山形県労働組合総連合 議長、勝見 忍氏でございます。

紹介議員につきましては記載のとおりでございます。

請願の趣旨、理由につきましてご説明申し上げます。

日本の最低賃金は都道府県ごとの4ランクに分けられ、最も高い東京は時給1,013円、山 形県は790円で、最低の15県のうちの一つになっています。

時間給で223円まで広がった地域間格差によって地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。今、全国の多くの自治体が人口減少に苦しんでいます。地域経済を再生させる上で、最低賃金を全国一律に是正する

ことと、抜本的に引き上げることは必要不可欠な経済対策ではないでしょうか。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準です。また、そのほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制となっています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも下請企業の単価削減・賃下げが押しつけられないよう指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。最低賃金を引き上げることで、中小企業に働く労働者の約4割の賃金を引き上げることができます。労働者、国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が求められています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金を大幅に引き上げつつ地域間格差をなくし、中小企業支援策の拡充を実現するため、本請願を提出いたします。

所管におかれましては、慎重審査の上、ご採択賜りますようにお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長 本請願は産業厚生常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上をもって、本日予定しました全日程を終了いたしました。

なお、山形県町村議会議長会会長、菅野富士雄氏より、新たな過疎対策法の制定に関する 意見書提出方について、山形県医療労働組合連合会執行委員長、渡辺勇仁氏より、看護師の 全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出についての陳情、同連合会同氏 より、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出についての 陳情が、既に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時07分)